

申請に際してのその他必要書類

(施行規則第8条の38の5第4項)

1 次に掲げる事項を記載した事業計画

- (1) 事業者が行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容
 - (2) 当該申請に係る産業廃棄物について最終処分が終了するまでの一連の処理の行程
 - (3) 産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物(再生品を除く。)の種類、性状及び処理方法
 - (4) 収集又は運搬を行う場合にあっては当該収集又は運搬の用に供する施設の種類及び数量
 - (5) 処分を行う場合にあっては、当該処分の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力並びに処理方式(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立地(施行規則第10条の4第1項第4号に規定する埋立地をいう。)の面積及び埋立容量)、構造及び設備の概要
 - (6) 積替え又は保管を行う場合にあっては、積替え保管の場所に関する次に掲げる事項
 - ① 所在地
 - ② 面積
 - ③ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
 - ④ 積替え又は処分等のための保管上限
 - ⑤ 施行規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの(積上上限高)
 - (7) 産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地
 - (8) (特別管理)産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係る許可番号(これらの許可申請をしている場合にあっては、申請年月日)
 - (9) 次に掲げる産業廃棄物等の1年間の数量又は熱量
 - ① 収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類ごとの数量
 - ② 処分に伴い生ずる廃棄物(再生品を除く。)の種類ごとの数量
 - ③ 再生を行う場合にあっては再生品の種類ごとの数量
 - ④ 熱回収を行う場合にあっては当該熱回収により得ようとする熱量
 - (10) 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制
 - (11) 産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容
 - (12) 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあっては、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項
 - (13) 環境大臣が定める事項
- ## 2 定款又は寄附行為及び履歴事項証明書(二以上の事業者はかつて同一の事業者であって一体的に廃棄物を適正に処理していたことを示すものを含む。)
- ## 3 二以上の事業者のいずれか一の事業者以外の全ての事業者に係る株主名簿(これに準ずるものを含む。)
- ## 4 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う事業者について次に掲げる書類
- (1) 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うに足りる技術的能力を説明する書類
 - (2) 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式第5号の3(第1面))
 - (3) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税確定申告書(申告書のみで可)の写し及び法人税納税証明書(その1納税額等証明用)

- (4) 法第14条第5項第2号イからニまで及びへに該当しない者であること並びに第8条の38の3第8号に適合する者であることを誓約する書面（様式第5号の3（第2面））
- (5) 法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票（本籍地記載）並びに登記事項証明書又は精神機能障害の有無に関する医師の診断書
- (6) 役員の住民票（本籍地記載）並びに登記事項証明書又は精神機能障害の有無に関する医師の診断書
- (7) 令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票（本籍地記載）並びに登記事項証明書又は精神機能障害の有無に関する医師の診断書
- 5 二以上の事業者のいずれか一の事業者から派遣され他の事業者の業務を執行する役員の氏名及び住所並びに二以上の事業者のいずれか一の事業者から派遣されていることを示す書類（施行規則第8条の38の2第2号に該当する場合）
- 6 産業廃棄物の処分の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設について許可を受けていることを証する書類
- 7 前号のほか、当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図その他の当該施設が次に規定する基準（施行規則第8条の38の3第9号）に適合したものであることを示す書類
 <収集又は運搬を行う場合>
- ① 取り扱う産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ② 積替え施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- <処分を行う場合>
- ① 取り扱う産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること。
- ② 産業廃棄物処理施設にあっては、法第15条第1項の許可（法第15条の2の6第1項の許可を受けた場合にあっては、同項の許可）を受けたものであること。
- ③ 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- 8 申請者が当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- 9 二以上の事業者はかつて同一の事業者であって一体的に廃棄物を適正に処理していたことを示す書類（2に掲げるものを除く。）
- 10 その他環境大臣が定める書類

【問い合わせ先】

名 称	住 所	郵便番号	電話番号
西彼保健所	長崎市滑石 1-9-5	852-8061	095-856-5022
県央保健所	諫早市栄田町 26-49	854-0081	0957-26-3305
県南保健所	島原市新田町 347-9	855-0043	0957-62-3288
県北保健所	平戸市田平町里免 1126-1	859-4807	0950-57-3933
五島保健所	五島市福江町 7-2	853-0007	0959-72-3125
上五島保健所	南松浦郡新上五島町有川郷 2254-17	857-4211	0959-42-1121
壱岐保健所	壱岐市郷ノ浦町本村触 620-5	811-5133	0920-47-0260
対馬保健所	対馬市巖原町宮谷 224	817-0011	0920-52-0166
資源循環推進課	長崎市尾上町 3-1	850-8570	095-895-2375